

大阪市告示第496号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条の3第7項及び第13条第2項及び第7項の規定に基づき、大阪市児童相談所条例（昭和39年大阪市条例第35号）第1条に規定するこども相談センターに置かなければならない児童心理司の数、児童福祉司の数並びに指導及び教育を行う児童福祉司の数について次のとおり定め、令和6年4月1日から施行する。

令和6年4月1日

大阪市長 横山英幸

- 1 大阪市中央こども相談センターにおける児童心理司の数 43名
- 2 大阪市北部こども相談センターにおける児童心理司の数 28名
- 3 大阪市南部こども相談センターにおける児童心理司の数 22名
- 4 大阪市中央こども相談センターにおける児童福祉司の数 87名
そのうち、指導及び教育を行う児童福祉司の数 15名
- 5 大阪市北部こども相談センターにおける児童福祉司の数 57名
そのうち、指導及び教育を行う児童福祉司の数 10名
- 6 大阪市南部こども相談センターにおける児童福祉司の数 45名
そのうち、指導及び教育を行う児童福祉司の数 8名

（こども青少年局中央こども相談センター）